

## 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に関する漁業者協議会等の開催実績 (平成 22 年 3 月以降)

開催年月日	会 議 名 等	参 加 者	内 容
H22. 7. 1	太平洋北部海域における資源回復計画行政・研究担当者会議	関係県行政・研究、(独)水産総合研究センター、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の現状及びポスト資源回復計画移行調査報告等について
H22. 7. 5	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (茨城沿海地区漁業協同組合連合会)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 7. 21	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (千葉県機船底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、全底連、県行政、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 7. 23	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (宮城県小型機船底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 7. 27	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (八戸みなと漁業協同組合、八戸機船漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 7. 28	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (岩手県底曳網漁業協会)	漁業者、漁協、全底連、県行政・研究、(独)水産総合研究センター、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 8. 3	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (宮城県沖合底びき網漁業協同組合)	漁業者、漁協、全底連、県行政、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 8. 4	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る漁業者協議会 (福島県機船底曳網漁業組合連合会)	漁業者、漁連、全底連、県行政・研究、水産庁	太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画内容の一部変更(案)等について
H22. 8. 31	平成22年度第1回(太平洋北部沖合性カレイ類)ポスト資源回復計画移行調査事業検討会	県行政・研究、(独)水産総合研究センター、水産庁	ポスト資源回復計画移行調査事業平成22年度計画について

## 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の 取組状況及び計画変更について

### 1. 資源回復計画の取組状況 資料 2-3

#### ①概要

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（平成 15 年 3 月 10 日公表）は、青森県から茨城県までの太平洋北部沖合海域における底魚資源全体の底上げを図っていくことを目的として、主に沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業が利用している底魚類のうち、極端な資源の減少や小型魚の漁獲割合の多いサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ及びキアンコウの 4 魚種を資源回復のための重要魚種と位置づけ、関係者が保護区の設定、減船、漁具改良等の取組みを実施している。

実施期間は当初 H15～19 年度までの 5 年間であったが、H21 年度まで 2 年間の延長をした後、H22 年 3 月の太平洋広域漁業調整委員会において更に 2 年間延長し、現在は H15～23 年度までの 9 年間としている。

また、資源回復計画の回復措置の有効性等を評価するため、資源管理関連情報の収集等のための調査、分析を行う「ポスト資源回復計画移行調査事業」を H21 年度から 22 年度まで 2 年間実施している。

#### ②目標値の達成状況 資料 2-4

対象 4 魚種の目標値に対する達成状況は、サメガレイ、キチジ及びヤナギムシガレイの 3 魚種については目標値を達成しており、キアンコウについては減少傾向に歯止めがかかりつつある。

### 2. 計画内容の一部変更 資料 2-5-①～④

茨城県北部保護区におけるスルメイカを対象とした操業の取り扱いについての特別の扱いを廃し、他の保護区同様に操業を自粛するよう保護区での具体的措置内容を統一する。

### 3. 今後の進め方

目標の達成に向け現在の取組みを継続するとともに、ポスト資源回復計画移行調査の結果等を踏まえて、計画期間の終了（H23 年度）までに資源回復計画を総括する。

総括にあたっては、底びき網漁業の操業特性から、漁獲量は必ずしも資源状況を反映しているとは言えない場合があるという意見もあるため、目標値である漁獲量とともに資源の回復度合いを図る方法として、底びき網の稼働数に基づいた努力量などの指標も判断材料とする。

### 4. 今後の課題・方向性

資源回復計画の総括に合わせて、将来資源の維持安定及び合理的な利用のために必要な定着でき得る取組みの分析・提案を実施するとともに、計画期間終了後の資源管理方法の検討を行う。

## 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況 (H15～23 年度)

資源回復のために講じる措置	対象魚種	海域	期間 (毎年)	関係漁業種類	取組状況
漁獲努力量の削減措置					
①保護区の設定	サメガレイ、 キチジ	青森県沖合 岩手県沖合 宮城県沖合	5/1～6/30 3/1～4/30 2/1～3/31	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (青森県)	平成15年から実施
	ヤナギムシガレイ、 キアンコウ	福島県沖合、 茨城県沖合	4/1～6/30	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (福島県、茨城県)	平成15年から実施
②減船	ヤナギムシガレイ、 キアンコウ			小型機船底びき網漁業 (茨城県)	平成17～18年度に実施 3隻(H17年度:2隻、H18年度:1隻) 資源回復等推進支援事業(再編整備支援事業)を活用
	対象4魚種			沖合底びき網漁業	必要に応じ適宜実施
③漁具の改良	ヤナギムシガレイ、 キアンコウ			沖合底びき網漁業 (千葉県所属船)	平成17年度に実施 5隻 資源回復等推進支援事業(漁具改良等支援事業)を活用
漁獲努力量削減措置及びその効果に関する公的担保措置					
T A E 制度 (Total Allowable Effort) 「漁獲努力可能量」	サメガレイ	青森県沖合	5/1～6/30	沖合底びき網漁業	平成15年から実施
		岩手県沖合	3/1～4/30	沖合底びき網漁業	平成16年から実施
		宮城県沖合～ 茨城県沖合	2/1～3/31	沖合底びき網漁業	平成16年から実施
	ヤナギムシガレイ	青森県地先水面	5/1～6/30	小型機船底びき網漁業	平成15年から実施
		福島県沖合～ 茨城県沖合	4/1～6/30	沖合底びき網漁業	平成15年から実施
		福島県地先水面～ 茨城県地先水面	4/1～6/30	小型機船底びき網漁業	平成15年から実施

## 対象4魚種の目標値に対する達成状況

対象魚種 (水準・動向){注1}	漁獲量(単位:t) {注2}									目標値 {注3} 達成率 {注4}
	H13 基準	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
サメガレイ (低位・横ばい)	170	265	283	288	342	229	164	253	263	目標値 179(基準の5%増加) 達成率 147%
キチジ (中位・増加)	316	306	515	344	412	502	385	450	545	目標値 332(基準の5%増加) 達成率 164%
ヤナギムシガレイ (高位・増加)	100	131	107	105	115	108	99	114	130	目標値 100(基準の維持) 達成率 130%
キアンコウ (高位・減少)	555	566	445	446	313	463	378	374	378	目標値 555(基準の維持) 達成率 68%

注1: 水準・動向は「H22年度漁業資源評価」による。

注2: 漁獲量は沖合底びき網漁業を除く各県調べの漁獲量データに、沖合底びき網漁業の漁獲成績報告書のデータを加えたもの。(平成16年以降は暫定値)

注3: 目標値はH13年の漁獲量を基準にサメガレイ・キチジは概ね5%増加、ヤナギムシガレイ・キアンコウは資源水準の維持。

注4: 達成率(%)はH21年の漁獲量を目標値で割ったもの。

## 茨城県北部保護区におけるスルメイカを対象とした 操業の取り扱いの廃止について

### 1. 操業の取り扱い設定の経緯

茨城県北部保護区において過去にスルメイカの漁場が形成されたことを理由に、当該漁場を利用する茨城県平潟漁協の沖合底びき網漁業者から要望があり、平成 15 年 5 月 25 日に開催された漁業者協議会において、当該保護区におけるスルメイカを対象とする操業条件についての原案が承認された。

これを受けて、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の別紙保護区の設定内容のうち、別途条件を定めるとしている部分について、水産庁長官通知（平成 15 年 5 月 28 日付け 15 水管第 863 号）で取り扱いが定められた。

### 2. 茨城県北部保護区の操業条件

長官通知では、水産資源を保護するため「当該資源回復計画の目的からすれば、他の保護区同様操業を自粛することが望ましい。したがって、当該保護区におけるスルメイカを対象とする操業については、通常操業する海域でスルメイカの漁場形成が見られない等、止むを得ない場合に限ること。」と定めている。

具体的な連絡体制、漁具・漁法及び操業時間については次のとおり。

#### 【連絡体制】

- ・保護区において操業しようとするときは、前日までに所属漁業無線局を通じて関係機関に連絡すること
- ・操業終了後にスルメイカ及びその他魚種の漁獲量を報告すること

#### 【漁具・漁法】

- ・極カスルメイカの漁獲を目的とした漁具を使用することとし、当該漁具を所有していない場合、一揚網当たりのイカ類以外の混獲魚の割合が 10% を超えた場合は、漁場移動すること

#### 【操業時間】

- ・日出から日没までとし、夜間操業は行わないこと

### 3. 操業の取り扱いの廃止

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画による取組みが実施されて以降、

- ①当該保護区においてスルメイカ狙いで操業したとの報告はないこと
- ②要望元である平潟漁協の沖合底びき網漁業者の操業実績が殆どないこと
- ③茨城県南部保護区で操業する千葉県沖合底びき網漁業者から、南部保護区も北部保護区と操業条件を統一し、スルメイカを対象とした操業の取り扱いを求める意見があること

から、他の保護区同様に操業を自粛するよう措置内容を統一することとし、漁業者協議会で当該保護区における操業の取り扱いについて廃止を提案し関係者の了承を得た。



(写)

15水管第863号  
平成15年5月28日

宮城県知事 殿  
福島県知事 殿  
茨城県知事 殿  
千葉県知事 殿  
社団法人全国底曳網漁業連合会代表理事会長 殿  
全国漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁長官

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る茨城県北部保護区における  
スルメイカを対象とした操業の取り扱いについて

「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（平成15年3月10日付け14水管第3708号水産庁長官通知）の別紙保護区の設定内容のうち、別途条件を定めるとしている茨城県北部保護区におけるスルメイカを対象とする操業については、下記のとおり取り扱うこととしたので御了知の上、関係漁業者への周知・指導について特段の御配慮をお願いする。

#### 記

#### 1 水産資源の保護

当該資源回復計画の目的からすれば、他の保護区同様操業を自粛することが望ましい。したがって、当該保護区におけるスルメイカを対象とする操業については、通常操業する海域でスルメイカの漁場形成が見られない等、止むを得ない場合に限ること。

#### 2 連絡体制

保護区において操業しようとするときは、別紙連絡体制により前日までに所属漁業無線局を通じて関係機関に連絡すること。また、操業終了後にスルメイカ及びその他魚種の漁獲量を報告すること。

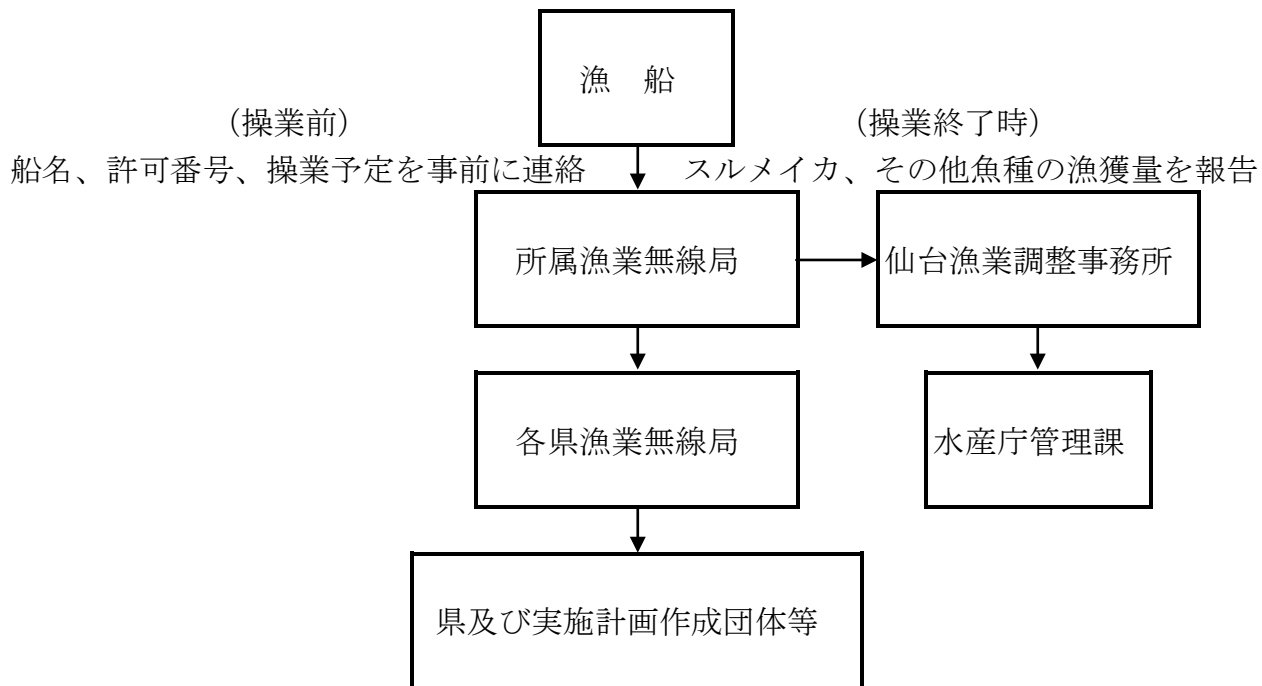
#### 3 漁具・漁法

保護区における操業に当たっては、極力スルメイカの漁獲を目的とした漁具を使用することとし、当該漁具を所有していない場合については、資源回復計画対象魚種（ヤナギムシガレイ、キアンコウ）の保護のため、一揚網当たりのイカ類以外の魚種の漁獲量の割合が10%を超えた場合は、漁場移動すること。

#### 4 操業時間

操業時間は日出から日没までとし、夜間操業は行わないこと。

茨城県北部保護区における操業時の連絡体制





## 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画新旧対照表（案）

改 正 （案）				現 行			
1～8 [略]				1～8 [略]			
(別紙) 保護区の設定内容（※緯度経度は世界測地系）				(別紙) 保護区の設定内容（※緯度経度は世界測地系）			
対象魚種	期 間	海 域	具体的措置内容	対象魚種	期 間	海 域	具体的措置内容
サメガレイ、 キチジ	毎年 5月1日～ 6月30日	[略]	[略]	サメガレイ、 キチジ	毎年 5月1日～ 6月30日	[略]	[略]
	毎年 3月1日～ 4月30日	[略]	[略]		毎年 3月1日～ 4月30日	[略]	[略]
	毎年 2月1日～ 3月31日	[略]	[略]		毎年 2月1日～ 3月31日	[略]	[略]
ヤナギムシガ レイ、キアン コウ	毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	[略]	ヤナギムシガ レイ、キアン コウ	毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	[略]
	毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	左記の期間、海域での操 業を行わない。		毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	左記の期間、海域での操 業を行わない。 <u>ただし、6月1日以降、 スルメイカを対象とする 操業については別途条件 を定める。</u>
	毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	[略]		毎年 4月1日～ 6月30日	[略]	[略]